

No	区分	内容	質問	回答
1	支援内容	通院	ヘルパーの運転する車に本人が乗り通院した場合、運転中も給付費として算定可能か。	運転中は算定できない。
2	支援内容	通院	保護者等が運転する車に本人を乗せて通院する場合、又は介護タクシーに同乗する場合車に乗っている間は給付費として算定可能か。	保護者等が運転する車や介護タクシー等で通院等介助を行う場合、実際に支援が提供された時間については算定可能。特に支援の必要性がなく同乗しているだけの場合は算定不可。
3	支援内容	待ち時間	視覚障害者の総合病院への通院時に、待ち時間について電光掲示板や周囲の確認が必要な場合、身体的な介護は提供していないが、給付費として算定可能か。	視覚障害者であって、電光掲示板等の確認が必要な場合は、待ち時間についても算定可能。ただし、各病院で受付時に申し出ることで別途対応してもらえる場合は、この限りでない。
4	支援内容	待ち時間	精神障害者であって、不安感が強くパニックになるため一人で待つことが難しく常時同行を希望される場合、給付費として算定可能か。	支援が提供されない待ち時間は基本的に算定不可であるが、行動障害を伴い、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するための援護などが必要な場合には算定可能。
5	支援内容	待ち時間	低血糖症の障害者が総合病院への通院する際、低血糖による体調の悪化に不安があり常時付き添いをしてほしいとの本人の希望がある場合、待ち時間についても給付費として算定可能か。	支援が提供されない見守りについては算定不可。
6	支援内容	待ち時間	行動障害がひどく本人があばれるため、常に見守りが必要な場合、給付費として算定可能か。	当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するための援護などの必要な援助を提供した時間に限り算定可能。
7	支援内容	待ち時間	予想以上に待ち時間が長く、結果として全ての時間の付き添いをした場合、算定可能か。	当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するための援護などの必要な援助が提供されない限り算定不可。
8	支援内容	医療行為	通院先でリハビリを行う際に、リハビリの介助を行ってほしいと言われたが、給付費として算定可能か。	リハビリが提供されている時間は病院スタッフによる対応が基本となるため、算定不可。ただし、リハビリ前後の準備等は場合によって算定可能とする。
9	支援内容	医療行為	精神障害者、知的障害者の通院で、家族の付き添いが期待できない場合、診療時間においても病状説明や医師からの診察内容の記録などの支援が必要になることがあるが、給付費として算定可能か。	家族による支援が期待できず、障害者本人で病状説明、診察内容の記録が行えないなどの理由により、必要な支援が提供された場合は算定可。
10	支援内容	医療行為	診療室内において、本人を診察室の椅子やベッドへ移乗させる際に、家族だけでは対応できない場合、給付費として算定可能か。	医療行為が提供されている時間に関しては基本的には算定不可。診察室における介助については、看護師や家族による対応を基本とするが、看護師の支援があっても対応できない場合はこの限りでない。
11		計画	障害福祉課への事前提出となっている計画について、何をいつまでに提出すべきか。	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画、居宅介護事業所が作成する個別支援計画の2つを支援提供前に提出し、算定の可否を確認する。
12		計画	通院等介助を既に決定されている受給者で、院内介助が必要ない場合も、サービス等利用計画及び個別支援計画の提出が必要か。	今回の事務取扱いは、通院等介助を利用して病院院内での支援を提供する場合の取扱いであるので、院内介助の支援を提供する必要がない場合、サービス等利用計画及び個別支援計画の提出は不要。院内介助の支援を提供する場合は、既存の利用者を含め全ての受給者につき、サービス等利用計画及び個別支援計画の提出を要する。
13		計画	本人や家族の体調不良など緊急時や不定期にのみ通院等介助を利用している利用者に対しては、どのような対応をすればいいのか。	緊急時や不定期であっても、他利用者と同様の取扱いとする。ただし、緊急時に利用する病院が定まっていない場合は予想される支援を記載して事前に障害福祉課へ提出する。実際に提供する支援が事前に提出した計画と異なる場合は、個別支援計画を訂正する。
14		計画	視覚障害者が通院する際、院内介助を希望する場合は、同行援護による支援であっても同様にサービス等利用計画及び個別支援計画を提出するのか。	同行援護による支援提供についても同様の取扱いとする。
15		計画	介護保険を受給している障害者で、院内介助を理由として障害福祉サービスの通院等介助を併給している場合、ケアプラン及び個別支援計画の提出は必要か。	院内介助の支援提供を希望する場合、ケアプラン及び個別支援計画の提出を要する。
16		計画	サービス等利用計画及び個別支援計画はどのような様式で提出すればよいか。	サービス等利用計画については、支給決定済のサービス等利用計画に院内介助が必要となる理由の追記を行い提出する。個別支援計画については、各居宅介護事業所が作成している個別支援計画等に実際にサービス提供を希望する支援の内容を追記し、提出する。
17		計画	サービス等利用計画にはどの程度の内容を記載すればいいのか。	サービス等利用計画には、利用計画中の留意事項に院内介助を必要とする理由や支援内容等を記載する。具体的な支援内容については、個別支援計画に記載する。
18		請求	サービス等利用計画に院内介助の必要性を明記し、障害福祉課へ提出した場合、サービス等利用計画作成費は算定できるか。	既存の計画に追記するのみの場合は算定不可。
19		請求	通院等介助での請求ができないリハビリ等の時間帯を、移動支援として請求することが可能か。	移動支援は余暇を目的を対象としているため、算定不可。
20		請求	サービス等利用計画及び個別支援計画を提出しない場合、通院等介助の請求ができなくなるのか。	通院等介助において院内での支援を算定する場合は、サービス等利用計画及び個別支援計画に院内介助が必要な理由等を加筆し、障害福祉課への事前提出が必要。
21		請求	サービス等利用計画及び個別支援計画に院内において提供する支援を記載し、障害福祉課へ提出した場合、すべての支援が算定できるのか。	計画に記載した支援内容について障害福祉課が算定の可否を判断するので、算定対象外となる支援があれば算定不可。算定不可の支援については、計画の訂正を依頼する。

No	区分	内容	質問	回答
22	請求	リハビリや診療時間等算定できない時間帯を除いて請求する際、実績記録票にはどのように記載すればよいのか。		<p>請求時は、待ち時間を除いた支援の提供時間を合計し、算定する。実績記録票には実際に支援を提供した時間を記載する。また、実績記録票の備考欄に待ち時間を記載する。</p> <p><例>9:00~9:30 家→病院 9:30~9:45 受診手続き、院内移動 9:45~10:00 待ち時間 10:00~10:15 院内移動、会計手続き 10:15~10:45 病院→家</p> <p><明細書> 通院等介助 1.5×1 <実績記録票> 9:00~11:45 (備考欄)うち15分待ち時間</p>
23	その他	サービス等利用計画及び個別支援計画に院内介助の必要性を明記し、認められた場合、障害福祉サービス受給者証にはその内容が記載されるのか。		障害福祉サービス受給者証には院内介助の可否については記載しない。